

★特例浄化槽工事業者の責務（標識および帳簿について）

特例浄化槽工事業者についても登録及び指示等に関する規定を除き、原則として登録を受けた浄化槽工事業者とみなされ、浄化槽法の規定が適用されます。（法第33条第2項）したがって、特例浄化槽工事業者も営業所ごとに浄化槽設備士を置かなければならず、また、浄化槽工事を行うときは、浄化槽設備士に実地に監督させなければなりません。また、標識及び帳簿の備え付け等が登録を受けた浄化槽工事業者と同様に義務づけられています。下記に参考例を表記します。

※標識の掲示

特例浄化槽工事の届出をした者は、その営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、様式第9号の標識（浄化槽工事業者届出済票）を掲げなければなりません。

浄化槽工事業者届出済票の記載例

様式第9号		よこ35cm以上	
浄化槽工事業者届出済票			
た て 2 5 c m 以 上	氏名又は名称	〇〇建設工業	
	代表者の氏名	島根 太郎	
	登録番号	島根県知事(登-23)第100号	
	登録年月日	平成23年4月10日	
	浄化槽設備士の氏名	松江 二郎	

備考

浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名  
浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

※帳簿の作成

浄化槽工事業者は、その営業所ごとに別記様式第10号による帳簿を備えておく必要があります。この帳簿は浄化槽工事ごとに別葉にして作成しなければなりません。またこの帳簿には以下の書類を添付しなければなりません。

○処理方式及び処理能力を記載した書面 ○構造図 ○仕様書 ○処理工程図

別記様式第10号(第10条関係)

注文者の氏名又は名称	島根 太郎
注文者の住所	郵便番号(690-8501) 島根県松江市殿町8番地 電話番号 (0852)22-5185
施工場所	島根県松江市殿町8番地
着工年月日及び 竣工年月日	自 平成〇〇年 〇月 〇日 至 平成〇〇年 〇月 〇日
工事請負金額	〇〇〇,〇〇〇円
当該工事に係る浄化槽 設備士の氏名及び免状 の交付番号	松江 二郎 第 0000000001号